

70歳以上の方の上限額（月ごと）

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

平成29年8月から

適用区分	平成29年7月まで		平成29年8月から	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 課税所得 145万円以上 の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000 円)×1% (多数回44,400円 ※2)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000 円)×1% (多数回44,400円 ※2)
一般 課税所得 145万円未満 の方※1	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限14 万4,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ※2)
住民税非課税 II 住民税非課 税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
		I 住民税非課 税世帯(年金 収入80万円以 下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。



高額療養費

8月から上限額が変わりました

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するためには、負担能力に応じた負担が必要です。そのため、8月から70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わりました。



新しい保険証に

交換手続き実施中

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

8月から使用していただく保険証への交換手続きを、国保年金係で行っています。保険証の有効期限をご確認の上、まだ新しい保険証をお持ちでない方は、手続きを行ってください。

毎年行う所得の判定

高齢者（70歳以上75歳未満）については、毎年8月1日現在の世帯員の前年の所得を判定して、医療費の負担割合が決まります。町では、高齢受給者証を兼ねる保険証を発行していません。

○一部負担が1割・2割の方

【低所得Ⅱ】
同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方

【低所得Ⅰ】

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方

【一般】

一定以上所得者にも住民税非課税にもあてはまらない方

○一部負担が3割の方

同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方

臓器提供意思表示欄

※ただし、対象者が2人以上いる場合の収入の合計が520万円以上、1人の場合は383万円以上にならない方は、申請により1割または2割負担になります。

保険証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられています。記入は任意ですが、記入した場合は保険証台紙に付いている臓器提供意思表示保護シールを貼り付けてください。

ジェネリック医薬品を使う

ジェネリック(後発)医薬品を使うには、病院や薬局で「ジェネリック医薬品希望カード」を出すか、お医者さんや薬剤師に相談してください。また、短期間分だけを切り替えて様子を見ることが「おためし調剤」も可能です。



交通災害共済 助け合いの安心制度

問 まちづくり課都市環境係 ☎77・3908

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心な制度です。8月は、一斉加入推進月間となっています。

自動車やオートバイ、自転車などによる事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故が、見舞金の対象になります。

一般受付

■ 申込期限 8月31日(木)まで

■ 共済期間 9月1日から平成30年8月31日までの1年間

■ 年会費 1人700円

■ 申込み 広報7月号と併せて配布した申込書に会費を添えて、まちづくり課都市環境係までお申し込みください。申

込書は都市環境係窓口にも備えて付けてあります。

随時受付

■ 申込期間 9月1日以降で随時受付

■ 共済期間 加入した日の翌日から平成30年8月31日まで

■ 年会費 加入時期によって変わります。

■ 申込み 随時受付専用の申込書が都市環境係窓口に備えて付けてありますので、役場にてご記入の上、お申し込みください。

スポーツ推進委員 長年の功績をたたえられ表彰

町スポーツ推進委員の藤川リカさん(写真右)と矢部勲さん(写真左)が、長年にわたり芝山町、山武郡市内のスポーツ事業の発展に尽力し、他市町との連携に寄与した功績が認められ、「関東スポーツ推進委員研究大会栃木大会」において、関東スポーツ推進委員協議会表彰を受賞しました。



年度
東スポーツ推進委員
研究大会栃木
表彰式、基調講演



国民年金 障害のある方をサポート

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

障害基礎年金は、年金加入者が病気やけがで障害を負ったときに受け取れる年金です。障害の程度などによって、受け取れる年金額は変わります。

支給要件

次の全ての条件を満たしたときに支給されます。

① 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

・ 国民年金加入期間

・ 20歳前または60歳以上65歳未満(国内に住んでいる方のみ)の年金未加入期間

※ 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

② 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日(初診日から1年6カ月経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日)または20歳に達したときに、障害等級の1級または2級の状態になっていること。

③ 初診日の前々月までに保険料を納めた期間、保険料の免除期間、若年者納付猶予期間、

学生納付特例期間の合計が、加入すべき期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納がないこと。または20歳前に初診日がある場合。

受け取れる年金額

1級・・・974, 125円

2級・・・779, 300円

受給者に生計を維持されている子がいる場合は、加算があります。

・ 1人目・2人目：…

各224, 300円

・ 3人目以降：…

各74, 800円

【注意】 保険料の未納期間があると、障害になった場合でも受給できなくなる可能性があります。納付が難しいときは免除制度を利用できる場合がありますので、まずはご相談ください。

詳しいお問い合わせは

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165